

青森県報

第三千八百六号

平成二十六年
二月十四日
(金曜日)

目次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市町村課) ……一

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……一

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

右 同……………(同) ……三

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)……………(職員課) ……四

の一部を改正する規則……………(同) ……六

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規……………(同) ……六

則……………(同) ……六

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつ……………(同) ……六

た場合において直ちに開示することができる保有個人情報……………(同) ……六

の一部改正……………(同) ……六

告 示

青森県告示第六十八号

陸上自衛隊の自衛官候補生の平成二十五年度第四次募集期間、採用試験の期日等を

次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四
条及び第百七十七条第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	(四次募集)平成二十六年二月三日から同月二十八日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	名 称
平成二十六年 三月八日(土)	受付後に 通知	位 置	陸上自衛隊青森駐 屯地
		青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐 屯地

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十
二年政令第百十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市造道三丁目二五の一、二五の三一	宅地	八、一五九・五三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二章第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

東京都千代田区丸の内一丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十六年三月七日 午前九時から

平成二十六年三月十二日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十六年三月二十日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
(仮称)ホームセンターかんぶん五戸店 三戸郡五戸町字下毛沢向二一の二七	ホームセンターかんぶん五戸店 三戸郡五戸町字下毛沢向二一の二七	平成 三・二・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県三戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文
岩手県三戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

四 届出年月日

平成二十六年一月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場

2 期間

平成二十六年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターかんぶん五戸店

三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

三 変更しようとする事項

区 分	変更前		変更後		変更年月日
	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗の営業方法に関する事項	
	客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時まで	午前六時三十分から午後九時まで	午後九時三十分から午後八時	平成二六・三・一

四 届出年月日

平成二十六年一月二十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五戸町役場

2 期間

平成二十六年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年六月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第十一号までを次のように改める。

八 採用試験 人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の規定による試験又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。

九 大卒程度 青森県職員採用試験(大学卒業程度)及びこれに相当する採用試験をいう。

十 短大卒程度 青森県職員採用試験(短期大学卒業程度)及びこれに相当する採用試験をいう。

十一 高卒程度 青森県職員採用試験(高等学校卒業程度)及びこれに相当する採用試験をいう。

第六条第二項中「正規の試験」を「採用試験」に改める。

第十四条第二項及び第十五条第一項第一号中「正規の試験」を「採用試験」に、

「上級」及び「警察官A」を「大卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、

「初級」及び「警察官B」を「高卒程度」に改める。

第三十六条第一項中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、

次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

第三十六条第一項中第二号を削り、第二号を第三号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第二の行政職給料表級別資格基準表の表中

正規の試験		
初級	中級	上級

を

に改め、同表の備考第一項中「正規の試験」を「採用試験」に

採用試験		
高卒程度	短大卒程度	大卒程度

改める。

別表第二の警察職給料表級別資格基準表の表中

正規の試験	
警察官B	警察官A

を

採用試験		
高卒程度		

に改める。

別表第一の研究職給料表級別資格基準表の表中

正規の試験		
初級	中級	上級

を

採用試験		
高卒程度	短大卒程度	大卒程度

に改める。

別表第一の医療職給料表(二級別資格基準表)の表中「栄養士」を「栄養士」に、「衛生検査技師」を「衛生検査技師」に、

「診療放射線技師」を「診療放射線技師」に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士の項を削り、同表の備考中「栄養士」の下に、「衛生検査技師」を加え、「診療工ツクス線技師」及び「衛生検査技師」を削り、「言語聴覚士」の下に、「診療工ツクス線技師」を加える。

別表第六の行政職給料表初任給基準表の表中

正規の試験		
初級	中級	上級

を

採用試験		
高卒程度	短大卒程度	大卒程度

に改める。

別表第六の警察職給料表初任給基準表の表を次のように改める。

採用試験	試験	学歴免許等	初任給
高卒程度			一級 二号給

別表第六の研究職給料表初任給基準表の表中

正規の試験		
初級	中級	上級

を

に改める。

別表第六の医療職給料表(初任給基準表)の表中「栄養士」を「栄養士」に、「衛生検査技師」を「衛生検査技師」に、

「診療放射線技師」を「診療放射線技師」に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士に改め、臨床検査技師の項、衛生検査技師の項、理学療法士作業療法士言語聴覚士の項を削り、「言語聴覚士」の下に、「診療工ツクス線技師」を加える。

の項、理学療法士作業療法士の項及び言語聴覚士の項を削り、同表の備考第三項中「第一三四号」を「第百三十四号」に改める。

別表第七の二中

2以上	1	0	0	4以上	3	2	1
-----	---	---	---	-----	---	---	---

を

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公告された採用試験の結果に基づいて職員となつた者は、この規則による改正前の人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「改正前の規則」という。)(別表第二及び別表第六を適用する。ただし、改正前の規則別表第六の警察職給料表初任給基準表の初任給欄の適用については、

同表中	一級一七号給	とあるのは	一級一九号給	とする。
	一級一号給		一級三号給	

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

別表第二中

60キロメートル以上	33,000円
------------	---------

を

60キロメートル以上	62キロメートル未満	33,000円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	34,000円
64キロメートル以上	66キロメートル未満	35,000円
66キロメートル以上	68キロメートル未満	36,100円
68キロメートル以上	70キロメートル未満	37,200円
70キロメートル以上	72キロメートル未満	38,400円
72キロメートル以上	74キロメートル未満	39,500円
74キロメートル以上	76キロメートル未満	40,600円
76キロメートル以上	78キロメートル未満	41,700円
78キロメートル以上	80キロメートル未満	42,800円
80キロメートル以上		44,000円

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会告示二十六第五号

平成十八年五月十七日人事委員会告示十八第一号(青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十四日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

表中「職員採用上級試験」を「職員採用試験(大学卒業程度)」に、「職員採用中級試験」を「職員採用試験(短期大学卒業程度)」に、「職員採用初級試験」を「職員採用試験(高等学校卒業程度)」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭